参考資料
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
（第56回）H 25.9.18

法科大学院における入学定員・組織見直しに関する参考資料

- 法科大学院における平成 25 年度の入学者選抜の状況等について（第 55 回配付資料） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 各法科大学院の入学定員及び実入学者数の推移（第 55 回配付資料） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 入学定員・組織見直しに係る施策の実施状況について（第 55 回配付資料） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて（平成 22 年 9 月 16 日 文部科学省） ・・・・・・ 7
- 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて（平成 24 年 9 月 7 日 文部科学省） ・・ １３

法科大学院における平成25年度の入学者選抜の状況等について

法曹養成制度検討会議　第13回(H25.5.30)及び第14回(H25.6.6)　文部科学省説明資料に基づき作成

（平成25年4月1日現在　文部科学省専門職大学院室調べ）

	志願者数	入学者数	入学定員充足率※2	【参考】入学定員
平成25年度	13,924人	2,698人	0．63	4,261人
前年度（平成24年度）	18,446人 ▲4,522人（▲24.5%）	3,150人 ▲452人（▲14.3%）	0．70 ▲0．07（▲10%）	4,484人 ▲223人（▲5%）
ピーク時	72,800人 ▲58,876人（▲80.9%） （平成16年度※1）	5,784人 ▲3,086人（▲53.4%） （平成18年度）	1．03 ▲0．40（▲38.8%） （平成16年度※1）	5,825人 ▲1,564人（▲26.8%） （平成19年度）

※１　平成16年度は新制度への移行時に当たる。ちなみに、平成17年度の志願者数は41,756人（▲27,832人（▲66．7%））、入学定員充足率は0．95（▲0．32（▲33．7%））。

※2　入学定員割れの法科大学院は、全69校中64校（93%）。このうち、入学定員を7割以上充足している法科大学院は19校、入学定員が5割に満たない法科大学院は40校。

【参考】入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）

① **入学定員の削減**　：　平成22年度から、全ての法科大学院が削減（**約30％の減**）

② **競争倍率の確保**　：　合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（**50％強の減**）

③ 入学定員充足率の確保などを通じた**入学定員と実入学者数の差を縮小する方向での定員削減**の促進

＋

入学定員と組織見直しの在り方に関する方策の検討

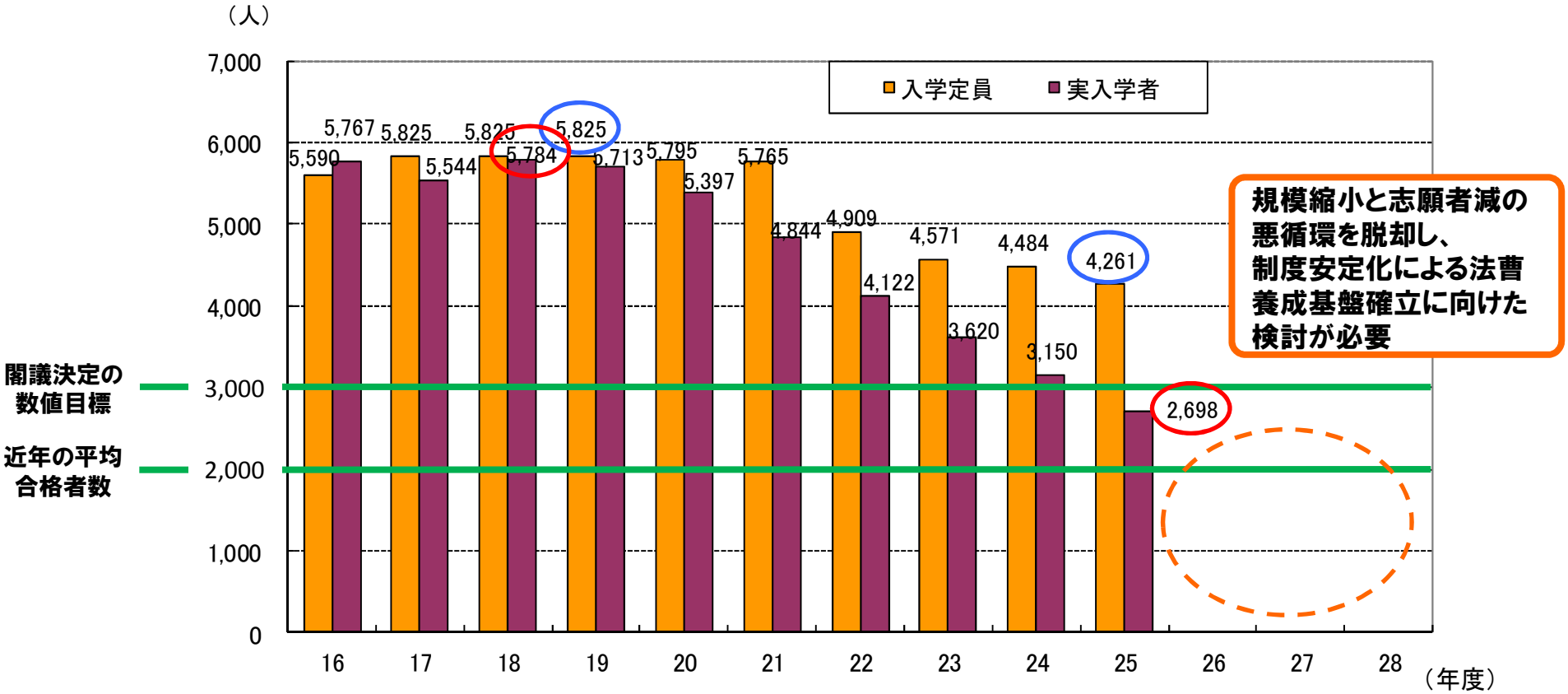

（注）グラフ中、「青い囲み」は入学定員のピーク時から現在までの減少の推移、また、「赤い囲み」は実入学者数のピーク時から現在までの減少の推移

2

現在取り組んでいる組織見直し促進方策

１．公的支援の更なる見直しに基づく２６年度入学定員の見直しの実施

○ 昨年9月、文部科学省において策定・公表した「公的支援の更なる見直し」に基づき、現在、課題を抱える法科大学院を中心に、本年度の入学状況等を踏まえて26年度入学定員の見直しが行われているところ。

○ この検討結果は、本年6月末までに文部科学省に対し、報告される予定。

２．中教審・改善状況調査ＷＧによる教育改善などの取組促進の実施

○ 中教審・法科大学院特別委員会の下に、改善状況調査WGを設置し、全ての法科大学院に対する書面調査を実施した上、必要に応じてヒアリング、実地調査を実施。

○ 現下の状況を踏まえて、課題を抱える法科大学院の教育改善に係る取組をさらに促進。

３．全ての法科大学院に対する情報提供、検討要請

○ 文部科学省から、全ての法科大学院(※)に対し、法曹養成制度検討会議中間的取りまとめにおける厳しい指摘の状況を伝達するとともに、25年度の入学状況等も踏まえた入学定員の適正化や組織見直しなどに関する検討を要請中。

(※)学生募集停止を公表している法科大学院は除く

法科大学院の浮揚のための具体的方策（イメージ）案

○ 法科大学院教育の浮揚のため、全体としての質の向上を図る
　→ 法科大学院相互の連携強化により、教育資源を有効に活用し、全体の質向上に資する

○ 法曹養成制度改革の理念を実現するため、国際化対応、民間・公務部門の人材育成、継続教育等を充実する
　→ 特色ある先導的教育の推進を通じて、社会の要請に応える新たな法曹を育成し、職域拡大にも資する

★ 特色ある先導的教育

国際化対応、民間・公務部門の人材育成、継続教育等の特色ある先導的教育を推進

（例）
- ○ 世界展開する企業法務に対応した人材養成
- ○ 知的財産、消費者保護、労働紛争等の分野での人材養成
- ○ クリニックや継続教育など社会との連携推進
- ○ 職域の分野拡大に繋がるエクスターンシップの実施

★ 教育資源の有効活用

教育資源の高度化、大学院の連携・連合を促進

（例）
- ○ 実績ある教員の派遣等を通じ、法科大学院全体としての教育の充実・強化
- ○ 理論と実務に通じた大学教員の養成、供給機能の強化
- ○ 教育資源を有効活用した改組転換、連携・連合の推進

現状

⇒ プロセス養成や法の支配を支える人的基盤への悪影響

社会の要請に応える新たな法曹の養成

優秀で多様な人材の法曹への確保

制度安定化による法曹養成基盤の確立

法科大学院全体の質向上

4

各法科大学院の入学定員及び実入学者数の推移

（平成25年6月末現在）

累積合格率順No.	累積合格率	大学名	入学定員										実入学者数							備考
			H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26予定	対前年度	対ピーク時	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
1	77.7%	一橋大学	100	100	100	85	85	85	85	85	0	▲ 15	104	100	103	88	87	88	87	
2	73.6%	京都大学	200	200	200	160	160	160	160	160	0	▲ 40	203	208	206	166	159	170	162	
3	72.3%	東京大学	300	300	300	240	240	240	240	240	0	▲ 60	296	296	274	229	228	229	232	
4	71.6%	慶應義塾大学	260	260	260	260	230	230	230	230	0	▲ 30	259	235	248	235	229	230	216	
5	68.3%	神戸大学	100	100	100	80	80	80	80	80	0	▲ 20	99	95	97	83	85	84	84	
6	65.8%	中央大学	300	300	300	300	270	270	270	270	0	▲ 30	276	321	291	271	271	247	202	
7	65.6%	千葉大学	50	50	50	40	40	40	40	40	0	▲ 10	50	47	41	41	44	44	47	
8	57.9%	愛知大学	40	40	40	40	30	30	30	30	0	▲ 10	43	20	28	35	19	8	11	
9	57.5%	首都大学東京	65	65	65	65	52	52	52	52	0	▲ 13	66	65	63	63	47	52	50	
10	55.8%	北海道大学	100	100	100	80	80	80	80	80	0	▲ 20	106	94	93	76	78	72	63	
11	55.6%	大阪大学	100	100	100	80	80	80	80	80	0	▲ 20	124	95	99	82	86	84	91	
12	53.3%	名古屋大学	80	80	80	70	70	70	70	70	0	▲ 10	83	83	91	65	84	68	63	
13	52.6%	早稲田大学	300	300	300	300	270	270	270	270	0	▲ 30	276	284	275	257	261	263	244	
14	51.2%	東北大学	100	100	100	80	80	80	80	50	▲ 30	▲ 50	112	103	102	79	77	58	35	
15	45.6%	大阪市立大学	75	75	75	60	60	60	60	60	0	▲ 15	76	71	74	54	58	55	45	
16	45.5%	明治大学	200	200	200	170	170	170	170	170	0	▲ 30	240	178	175	296	100	131	137	
17	43.6%	九州大学	100	100	100	80	80	80	70	70	0	▲ 30	101	103	99	83	79	71	50	
18	41.7%	上智大学	100	100	100	100	90	90	90	90	0	▲ 10	102	117	109	95	93	80	74	
19	41.4%	同志社大学	150	150	150	120	120	120	120	120	0	▲ 30	133	151	136	114	93	54	40	
20	41.3%	学習院大学	65	65	65	50	50	50	50	50	0	▲ 15	53	56	49	51	49	45	25	
21	38.1%	広島大学	60	60	60	48	48	48	48	48	0	▲ 12	62	54	58	44	44	29	27	
22	37.9%	立命館大学	150	150	150	150	130	130	130	100	▲ 30	▲ 50	148	146	139	133	107	87	57	
23	37.6%	南山大学	50	50	50	50	40	40	40	30	▲ 10	▲ 20	47	64	36	27	26	32	14	
24	37.3%	横浜国立大学	50	50	50	40	40	40	40	40	0	▲ 10	59	50	50	42	43	42	29	
25	36.5%	福岡大学	50	50	30	30	30	30	30	20	▲ 10	▲ 30	49	35	31	22	17	11	7	
26	36.5%	岡山大学	60	60	60	45	45	45	45	45	0	▲ 15	54	58	51	37	32	36	25	
27	36.4%	山梨学院大学	40	40	40	35	35	35	30	20	▲ 10	▲ 20	43	41	21	19	19	12	8	
28	36.0%	関西学院大学	125	125	125	125	100	100	100	70	▲ 30	▲ 55	146	85	135	81	90	46	34	
29	35.8%	金沢大学	40	40	40	25	25	25	25	25	0	▲ 15	39	38	19	16	18	23	20	
30	35.4%	創価大学	50	50	50	35	35	35	35	30	▲ 5	▲ 20	53	50	41	32	35	28	23	
31	33.8%	立教大学	70	70	70	70	65	65	65	50	▲ 15	▲ 20	67	65	75	67	69	50	33	
32	32.1%	専修大学	60	60	60	60	55	55	55	55	0	▲ 5	61	61	47	61	50	41	29	
33	31.7%	中京大学	30	30	30	30	25	25	25	25	0	▲ 5	34	23	23	10	4	13	9	
34	31.2%	法政大学	100	100	100	100	80	80	80	60	▲ 20	▲ 40	97	80	87	74	60	63	33	
35	30.9%	関西大学	130	130	130	130	100	100	100	40	▲ 60	▲ 90	142	136	128	101	54	40	28	
36	30.0%	成蹊大学	50	50	50	50	45	45	45	45	0	▲ 5	56	53	52	41	49	30	31	
37	27.7%	琉球大学	30	30	30	22	22	22	22	22	0	▲ 8	29	32	29	21	11	15	14	
38	27.1%	新潟大学	60	60	60	35	35	35	20	20	0	▲ 40	53	45	29	22	26	5	5	
39	27.0%	近畿大学	60	60	60	40	40	40	40	30	▲ 10	▲ 30	48	42	23	22	19	6	16	
40	26.5%	北海学園大学	30	30	30	30	25	25	25	25	0	▲ 5	33	27	20	19	22	15	8	
41	26.1%	甲南大学	60	60	60	50	50	50	50	26	▲ 24	▲ 34	71	68	49	36	21	24	13	
42	25.0%	熊本大学	30	30	30	22	22	22	22	16	▲ 6	▲ 14	28	25	35	19	16	11	9	
43	24.7%	広島修道大学	50	50	50	30	30	30	30	30	0	▲ 20	43	37	27	23	8	15	9	
44	23.4%	静岡大学	30	30	30	20	20	20	20	20	0	▲ 10	26	34	23	13	10	8	8	
45	22.8%	名城大学	50	50	50	40	40	40	40	40	0	▲ 10	54	62	50	37	35	16	9	
46	22.4%	関東学院大学	60	30	30	30	30	25	25	23	▲ 2	▲ 37	33	24	16	16	14	4	6	
47	21.8%	西南学院大学	50	50	50	35	35	35	35	35	0	▲ 15	64	40	36	33	19	17	16	
48	21.7%	神奈川大学	50	50	50	35	35	35	25	25	0	▲ 25	49	43	20	17	13	8	6	
49	21.6%	青山学院大学	60	60	60	50	50	50	50	35	▲ 15	▲ 25	44	40	33	29	24	11	19	
50	20.9%	駒澤大学	50	50	50	50	45	36	36	36	0	▲ 14	52	47	33	28	15	9	7	
51	20.7%	東洋大学	50	50	50	40	40	40	40	20	▲ 20	▲ 30	48	55	30	9	9	8	10	
52	20.5%	日本大学	100	100	100	100	80	80	80	60	▲ 20	▲ 40	98	92	105	95	64	34	29	
53	19.7%	白鷗大学	30	30	30	25	25	20	20	16	▲ 4	▲ 14	32	23	16	10	8	5	6	
54	19.4%	明治学院大学	80	80	80	60	60	40	募集停止			▲ 80	72	66	57	48	29	5		
55	19.0%	筑波大学	40	40	40	36	36	36	36	36	0	▲ 4	43	40	40	36	36	35	27	
56	17.7%	東北学院大学	50	50	50	30	30	30	30	募集停止	▲ 30	▲ 50	35	33	18	14	8	2	4	
57	17.2%	香川大学	30	30	30	20	20	20	20	20	0	▲ 10	30	29	15	18	10	6	6	
58	17.1%	島根大学	30	30	30	20	20	20	20	20	0	▲ 10	30	30	18	11	10	3	2	H27.4より募集停止予定
59	15.9%	久留米大学	40	40	40	30	30	30	30	15	▲ 15	▲ 25	33	25	17	15	11	6	3	
60	15.8%	獨協大学	50	50	50	40	40	30	30	18	▲ 12	▲ 32	53	51	40	16	7	9	9	
61	15.3%	大宮法科大学院大学	100	100	100	70	70	50	募集停止			▲ 100	66	77	47	43	27	11		
62	15.2%	神戸学院大学	60	60	60	35	35	35	募集停止			▲ 60	36	33	30	8	9	2		
63	14.8%	桐蔭横浜大学	70	70	70	60	60	50	50	30	▲ 20	▲ 40	69	70	53	41	38	20	15	
64	14.2%	國學院大學	50	50	50	40	40	40	30	25	▲ 5	▲ 25	49	49	31	25	16	11	13	
65	13.9%	駿河台大学	60	60	60	48	48	48	募集停止			▲ 60	60	65	61	32	24	5		
66	12.3%	信州大学	40	40	40	18	18	18	18	18	0	▲ 22	30	40	17	17	19	18	10	
67	12.1%	東海大学	50	50	50	40	30	30	30	30	0	▲ 20	51	39	21	5	15	11	4	
68	12.0%	大東文化大学	50	50	50	40	40	40	40	40	0	▲ 10	48	51	41	27	33	24	12	
69	11.5%	龍谷大学	60	60	60	30	25	25	25	25	0	▲ 35	58	51	31	10	31	26	15	
70	10.5%	鹿児島大学	30	30	30	15	15	15	15	15	0	▲ 15	30	25	14	9	7	5	4	
71	9.9%	京都産業大学	60	60	60	40	40	32	32	18	▲ 14	▲ 42	64	44	19	7	4	12	9	
72	9.3%	愛知学院大学	35	35	35	35	25	25	25	20	▲ 5	▲ 15	33	34	16	10	4	6	8	
73	6.6%	大阪学院大学	50	50	50	45	30	30	30	募集停止	▲ 30	▲ 50	51	41	33	11	4	6	2	
74	3.2%	姫路獨協大学	40	40	30	20	募集停止					▲ 40	8	7	5	0				H25.3をもって廃止
計			5,825	5,795	5,765	4,909	4,571	4,484	4,261	3,809	▲ 452	▲ 2,016	5,713	5,397	4,844	4,122	3,620	3,150	2,698	

※緑色セルは入学定員の見直しが行われた場合。
※H26入学定員（予定）は、平成25年6月末までに各法科大学院から文部科学省に報告されたものであり、今後変更の可能性がある。

入学定員・組織見直しに係る施策の実施状況について

年度	施策	入学定員・組織見直し	
		入学定員	学生募集停止・廃止
H19		5,825人 （ピーク）	
H20		5,795人 対前年度 ▲30人 （▲0.5%） 対ピーク時 ▲30人 （▲0.5%） 削減校数 1校	
H21	H21.4 中教審で「入学定員の見直し」を提言 （競争性の確保が困難になっている法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員の見直しなど、競争的な環境を整えることが不可欠）	5,765人 対前年度 ▲30人 （▲0.5%） 対ピーク時 ▲60人 （▲1.0%） 削減校数 2校	
H22	H22.9 「公的支援の見直しについて」を公表 （「司法試験合格率」及び「入学者選抜における競争倍率」に係る指標を設定）	4,909人 対前年度 ▲856人 （▲14.8%） 対ピーク時 ▲916人 （▲15.7%） 削減校数 53校	【学生募集停止表明】 H22.5 姫路獨協大(H23.4より停止、H25.3をもって廃止)
H23		4,571人 対前年度 ▲338人 （▲6.9%） 対ピーク時 ▲1,254人 （▲21.5%） 削減校数 23校 （中教審提言等を踏まえ、H23年度までに全ての法科大学院が入学定員を削減）	【学生募集停止表明】 H23.8 大宮法科大学院大(H25.4より停止) → 桐蔭横浜大と統合
H24	【公的支援の見直し対象（6校）】 大宮法科大学院大、大東文化大、東海大、明治学院大、関東学院大、桐蔭横浜大 H24.9 「公的支援の更なる見直しについて」を公表 （「入学定員充足率」に係る指標を追加）	4,484人 対前年度 ▲87人 （▲1.9%） 対ピーク時 ▲1,341人 （▲23.0%） 削減校数 8校	【学生募集停止表明】 H24.5 明治学院大(H25.4より停止) H24.7 駿河台大(H25.4より停止) 神戸学院大(H25.4より停止) H25.3 東北学院大(H26.4より停止)
H25	【公的支援の見直し対象（4校）】 島根大、大東文化大、東海大、愛知学院大 H25.4～H25.6 全ての法科大学院に対する情報提供、検討要請	4,261人 対前年度 ▲223人 （▲5.0%） 対ピーク時 ▲1,564人 （▲26.8%） 削減校数 9校	【学生募集停止表明】 H25.6 大阪学院大(H26.4より停止) H25.6 島根大(H27.4より停止)
H26		3,809人 (H25.6現在予定) 対前年度 ▲452人 （▲10.6%） 対ピーク時 ▲2,016人 （▲34.6%） 削減校数 26校	

平成２２年９月１６日
文　部　科　学　省

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて

１．概　要

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言を受け，深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため，公的支援の在り方を見直す。

※　「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」（文部科学副大臣及び法務副大臣主宰）が平成２２年７月６日に取りまとめた検討結果においても，公的支援の見直しを検討すべきとの意見が述べられている。

２．対　象

公的支援の見直しを行う対象は，下記の２つの指標の両方に該当する法科大学院とする。

（指標１）前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が２倍未満。

（指標２）前年度までに①，②のいずれかに該当する状況が３年以上継続（例えば，１年目は①のみ該当，２年目は②のみ該当，③年目は①②両方に該当，という場合も含まれる。）。

①　新司法試験の合格率（合格者数／修了年度を問わない全受験者数）が全国平均の半分未満。

②　直近修了者（新司法試験の直前の３月が含まれる年度に修了した者）のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満，かつ直近修了者の合格率（直近修了者の合格者数／直近修了者の受験者数）が全国平均の半分未満。

３．具体的措置

国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額。
（ただし，最終的な決定は，予算編成の状況に応じて行う。）

【国立大学法人運営費交付金】
法科大学院の設置時に措置した額（但し，学生経費相当分を除く。）を考慮して減額調整。

【私立大学等経常費補助金】
国立大学法人運営費交付金と同程度の額を目安に減額調整。

４．実施時期

平成２４年度予算から対応
【国立大学法人運営費交付金】
平成２４年度予算編成での減額査定で対応
【私立大学等経常費補助金】
平成２４年度配分で対応

例えば，平成２４年度予算に反映させる場合，（指標１）（指標２）は以下のとおりとなる。

・（指標１）には，平成２３年度入学者選抜の結果を使用。
・（指標２）には，平成２１～２３年の各年の新司法試験の結果を使用。

（参考１）

法科大学院における組織見直しの促進方策について

平成２２年３月１２日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

１．現状

（１）法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度は，司法制度改革審議会（平成 11 年７月に内閣の下に設置）が平成 13 年６月にとりまとめた意見書を踏まえ，法曹人口の拡大や裁判員制度と並ぶ内閣全体として取り組む司法制度改革の大きな柱として，その導入について平成 14 年３月に司法制度改革推進計画で閣議決定された（司法制度改革に内閣全体で取り組むために平成 13 年 12 月に司法制度改革推進本部を設置）。

（２）法科大学院の設置については，上記の審議会意見書で，「基準を満たしたものを認可することとし，広く参入を認める仕組みとすべき」と明記されたことを踏まえ，関係者の自発的創意に基づき，基準を満たしたものを設置認可した。

（３）また，設置認可後も，開設年度に入学した学生が修了する年度までの設置計画の履行状況や，設置認可時の留意事項への対応状況について，大学設置・学校法人審議会が調査を実施している（設置計画履行状況等調査）。

（４）さらに，法科大学院に対しては，機関別評価とは別に，文部科学大臣から認証された評価機関（認証評価機関）により，法科大学院の教育研究活動の状況について評価が行われ，認証評価機関が定める評価基準に適合しているか否かの認定（適格認定）が行われている（認証評価）。

※ 平成 21 年３月までに認証評価を受けた法科大学院：68 校
（内訳）国立：21 校（５校），公立２校（０校），私立：45 校（17 校）→（　）は不適格

（５）本委員会は，これまでの調査などで指摘された問題点を含めて，平成 21 年４月 17 日に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」をとりまとめ，法科大学院教育の改善方策を提言した。

（６）本報告の提言に基づき，各法科大学院において，平成 22 年度の入学定員の見直しなど，改善が進められた。

※ 国立大学：1,760 人→ 1,361 人（△ 399 人，△ 22.7 %）
私立大学：3,865 人→ 3,423 人（△ 442 人，△ 11.4 %）
※ 平成 22 年度以前に削減を実施していない法科大学院 19 校は，平成 23 年度の削減を検討中。

（７）また，本報告で，各法科大学院の取組状況を把握し，改善を継続的に促していく組織を本委員会の下に設置することもあわせて提言した。

（８）これに従い，本委員会の下に，法科大学院関係者，法務省参事官，司法研修所教官，弁護士により構成される，ワーキング・グループを設置（平成 21 年２月 24 日）し，改善状況調査（平成 21 年４月～平成 22 年１月）を行い，第１回目の調査結果を，平成 22 年１月 22 日開催の本委員会で報告した。

① 改善の努力の継続が必要… 12 校（国立３校，私立９校）

② 大幅な改善が必要… 14 校（国立３校，私立 11 校）

２．法科大学院特別委員会における意見の概要

【公的支援の見直し】

（１）改善状況調査の結果を踏まえた，本委員会の審議においては，

① 各法科大学院では，本委員会が平成 21 年４月に提言した改善方策を踏まえて，教育の改善が進められていること

② その一方で，入学者選抜における競争性や授業内容，成績評価，教育体制に深刻な課題を抱える法科大学院が存在し，それらの法科大学院はほぼ共通して司法試験の合格状況が低迷していること

③ その中には，組織の見直し（統廃合も含む。）の検討に着手していないなど，現状に対して深刻な認識を持っていない法科大学院が見られること

などが指摘された。

※ 平成 21 年４月 17 日中教審法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（抜粋）

これまでの司法試験において，合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については，その在り方について，抜本的な見直しが必要である。

（２）（１）の状況を踏まえれば，これらの課題を解決されないままに放置することは，法科大学院制度全体の信頼にかかわるため，深刻な課題を抱える法科大学院において，すみやかに抜本的な見直しが実施されることが急務である。

よって，文部科学省は，これらの法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために，法科大学院に対する公的支援の在り方について見直しを検討すべきである。

【見直しの観点】

（３）（２）において提言した法科大学院に対する公的支援の在り方の見直しにあたっては，以下の観点から検討を行うべきである。

① 法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金及び私学助成における支援の在り方について見直すこと
② 見直しの対象となる法科大学院は，（１）で指摘したような，深刻な課題を抱える一部の法科大学院に限定すること
③ 見直しの対象の選定は，客観的かつ明確な基準に基づいて行うことが望ましく，本委員会の議論を踏まえつつ，文部科学省において基準を策定すべきであること

（４）（３）③の見直しの対象の選定については，
① 授業内容，成績評価，教育体制に深刻な課題が見られること，
② 司法試験の合格状況に大きな問題があること，
③ 入学者選抜の機能が働いておらず，入学者の質の確保が困難となっていること，
などを考慮して判断することが考えられる。

そのうち，司法試験の合格状況を指標として用いるにあたっては，平成 22 年司法試験の結果を反映して見直しを実施できるよう，すみやかに検討に着手する必要があるが，一方で，過度に高い指標により，すべての法科大学院を司法試験の合格率競争に巻き込み，法科大学院制度を歪めることのないよう配慮する観点から，合格状況に極めて大きな問題が続いている法科大学院に限定するべきである。

【関係機関における見直し等】

（５）関係機関においても，派遣教員などの公的支援の在り方について，早急に見直しを検討することが期待される。

（６）今回の措置の導入にあたっては，法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を踏まえた法科大学院教育と司法試験との連携をより確実なものにすることが求められる。

現在，文部科学省及び法務省において実施されている「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」における，法曹養成全体の在り方の検証に係る議論なども踏まえ，本委員会及び文部科学省において引き続き取り組んでいくことが必要である。

（参考２）

法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）

（平成22年7月6日）

（財政支援見直し関係部分の抜粋）

第３　法科大学院教育の問題点等と改善方策の選択肢について

２　問題点・論点及び改善方策の選択肢

(3) 法科大学院の入学定員の削減

ウ　教育内容や教育体制に多くの課題を抱えているにもかかわらず，改善が進んでいない法科大学院に対して，統廃合を含む組織見直しを促す必要があることについては異論はなかった・・・（中略）・・・

また，法科大学院の統廃合を含む組織見直しを実効的に促進するために，認証評価を活用すべきであるとの指摘や，平成２２年３月に法科大学院特別委員会が提言したとおり，新司法試験の合格実績を十分に挙げていない法科大学院について財政的支援の見直し（国立大学法人運営費交付金・私学助成金を削減すること）や人的支援の中止（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく裁判官及び検察官の教員としての派遣要請に応じないこと）といった措置を検討すべきであるとの意見があった。

平成２４年９月７日
文　部　科　学　省

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて

１．概　要

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて、平成２４年７月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言を受け、深刻な課題を抱える法科大学院について、自主的・自律的な組織見直しを更に促進する観点から、現行の公的支援の見直しの改善として、新たに「入学定員の充足率」を指標として追加する等の措置を講じることとする。

２．対　象

（１）公的支援の見直しを行う対象は、下記の指標１及び指標２の両方に該当する法科大学院とする。

（２）これに加えて、新たに指標３を追加し、指標１及び指標３の両方に該当する法科大学院、指標２及び指標３の両方に該当する法科大学院も公的支援の見直しを行う対象とする。

（３）また、単独の指標にのみ該当する法科大学院であっても、下記の指標ⅰ、指標ⅱ及び指標ⅲに示すとおり、当該指標の値が著しく低い場合は、公的支援の見直しを行う対象とする。

【上記２．（１）（２）に関する指標】

（指標１）前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が２倍未満

（指標２）前年度までに①、②のいずれかに該当する状況が３年以上継続

（例えば、１年目は①のみ該当、２年目は②のみ該当、３年目は①②両方に該当、という場合も含まれる。）

①　新司法試験の合格率（合格者数／修了年度を問わない全受験者数）が全国平均の半分未満

②　直近修了者（新司法試験の直前の３月が含まれる年度に修了した者）のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率（直近修了者の合格者数／直近修了者の受験者数）が全国平均の半分未満

（指標３）前年度までに入学定員の充足率（実入学者数／入学定員）５０％未満の状況が２年以上継続

【上記２．（３）において、著しく低いとされる場合の指標】

（指標ｉ）前年度までに入学者選抜における競争倍率２倍未満の状況が２年以上継続

（指標ii）指標２に該当し、かつ、前年度において①、②のいずれかに該当

① 新司法試験の合格率が全国平均の１／４未満

② 直近修了者のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率が全国平均の１／４未満

（指標iii）指標３に該当し、かつ、前年度の入学定員の充足率が２５％未満

※１ なお、ある年度の入学者選抜における競争倍率が２倍未満の場合、当該年度の入学定員の充足率が５０％以上であっても、５０％未満とみなすものとする。

３．具体的措置

国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額。
（ただし、最終的な決定は、予算編成の状況に応じて行う。）

【国立大学法人運営費交付金】

法科大学院の設置時に措置した額（但し、学生経費相当分を除く。）を考慮して減額調整。

【私立大学等経常費補助金】

国立大学法人運営費交付金と同程度の額を目安に減額調整。

※２ ただし、指標２及び指標３に該当するが、指標１には該当しない法科大学院における見直し額は、上記減額分の１/２とする。

※３ また、指標１及び指標３に該当するが、指標２には該当しない法科大学院における見直し額は、上記減額分の１/４とする。

※４ さらに、単独の指標にのみ該当するが、２．（３）の対象となる法科大学院における見直し額は、上記減額分の１/８とする。

４．実施時期

平成２６年度予算から対応
【国立大学法人運営費交付金】
平成２６年度予算編成での減額査定で対応
【私立大学等経常費補助金】
平成２６年度配分で対応

例えば、平成２６年度予算に反映させる場合、（指標１）（指標２）（指標３）は以下のとおりとなる。

・（指標１）には、平成２５年度入学者選抜の結果を使用。
・（指標２）には、平成２３～２５年の各年の新司法試験の結果を使用。
・（指標３）には、平成２４、２５年度の各年度の入学定員の充足率を使用。

また、（指標ⅰ）（指標ⅱ）（指標ⅲ）については、以下のとおりとなる。

・（指標ⅰ）には、平成２４、２５年度の各年度の入学者選抜の結果を使用。
・（指標ⅱ）には、平成２３～２５年の各年の新司法試験の結果を使用。
・（指標ⅲ）には、平成２４、２５年度の各年度の入学定員の充足率を使用。

※５　ただし、指標３及び指標ⅲについては、平成２６年度予算の見直しに限り、以下の特例を設けることとする。

・ 基本的には、平成２４、２５年度の入学定員の充足率に基づき判定する。
・ ただし、このうち、平成２５年度の入学定員の充足率を算出する際の入学定員については、平成２５年６月末までに、平成２６年度の入学定員の見直しを行い、文部科学省に報告した場合に限り、平成２６年度の入学定員の数値を用いることができることとする。
（なお、平成２７年度予算の見直しにおいて、平成２５年度の入学定員の充足率を算出する際には、原則どおり平成２５年度の入学定員の数値を用いることとする。）

（参考）

法科大学院における組織見直しの更なる促進方策について

平成２４年７月１９日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

１．現状の取組について

（１）本特別委員会では、課題を抱える法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促す観点から、平成22年3月に「法科大学院における組織見直しの促進方策について」をとりまとめ、文部科学省は、課題を抱える法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために、法科大学院に対する公的支援の在り方について見直しを検討すべきとの考え方を示した。

（２）文部科学省においては、これらの考え方を踏まえ、課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、公的支援の見直しを行う旨を平成22年9月に発表した。

（３）具体的には、平成24年度予算より、入学者選抜における競争倍率及び司法試験合格率等の二つを指標として国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の減額を行うこととし、平成24年度予算においては6校の法科大学院が公的支援見直しの対象となっている。
（なお、平成24年7月現在において、5校の法科大学院において学生の募集停止を実施、又は停止することを表明している。）

２．法科大学院特別委員会における意見の概要

【公的支援の更なる見直しの必要性】

（１）今般の司法制度改革では、司法試験において、受験技術偏重の傾向が受験者の間に顕著になってきたこと等の問題点が認められたことから、点のみによる選抜ではなく、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備し、その中核的機関として法科大学院を創設することとした。

（２）具体的には、司法試験の年間合格者数3,000人を目標として明示した上で、法科大学院は、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、法曹養成に特化した実践的かつ体系的な教育を行うべきものとされた。また、法科大学院の創設目的および果たすべき役割に鑑み、司法試験の受験資格は、原則として法科大学院修了生に限定されることとなった。

（３）現在、法科大学院修了生の司法試験の合格状況については、高い合格率を維持し、当初期待された目的や役割に応えている法科大学院がある一方で、一部の深刻な課題を抱える法科大学院では、司法試験合格率が極端に低い状態が続いており、このような状況が推移し続けると、法科大学院が多様かつ優秀な人材を惹きつける力を失い、ひいては法科大学院を中核とする法曹養成制度全体に対する信頼を揺るがしかねない状況にある。

（４）こうした法科大学院制度を取り巻く厳しい現状を踏まえれば、深刻な課題を抱える法科大学院に対して、自主的・自律的な組織見直しを更に促進することが喫緊の課題と言える。

【更なる見直しの観点】

（１）現行の公的支援の見直しについては、各法科大学院において組織見直しの促進や入学者選抜における競争倍率の改善が図られるなど一定の成果が見られ、例えば、入学者選抜における競争倍率が2倍未満であった法科大学院は、平成22年度は40校、平成23年度は19校、平成24年度は13校と年々減少しており、その状況は着実に改善されてきている。

（２）しかしその一方で、深刻な課題を抱える法科大学院において、入学定員と実入学者数の乖離が大きくなるという状況が見られる。具体的には、入学定員充足率が50％未満である法科大学院は、平成22年度は12校、平成23年度は21校、平成24年度は35校と年々厳しい状況となっている。

（３）このような状況を改善するため、文部科学省においては、各法科大学院への入学者選抜における競争倍率及び司法試験合格率等の二つの指標に加え、現在の入学定員と実入学者数が大きく乖離する実態を是正する観点から、法科大学院の入学定員の充足状況を新たな指標として追加する措置を講じる必要がある。

（４）この新たな指標の導入をきっかけに、実際の入学者数が定員より大幅に下回っている法科大学院においては、その理由を分析し、質の高い教育を提供できる体制となるよう、入学定員の削減を含めた組織見直しに直ちに取り組むことが期待される。

【新たな指標の導入にあたっての留意点】

（１）新たな指標の導入の際には、入学定員の充足状況を指標に追加する場合に、課題を抱える法科大学院において競争倍率の確保も同時に図られるよう、指標の組み合わせ方などに工夫が必要である。

（２）また、入学定員充足率には歩留りが関係するため、大学が予期できない大幅な変動が起こりうることに配慮する必要がある。

（３）更に、既に平成25年度入学者選抜の学生募集を開始している法科大学院があることに鑑み、新たな指標の導入にあっては、平成25年度入学者選抜における混乱を招かないよう配慮が必要である。

【補足説明資料】

法科大学院への公的支援の更なる見直しの対象範囲及び見直しの比較（イメージ）

現行の仕組み

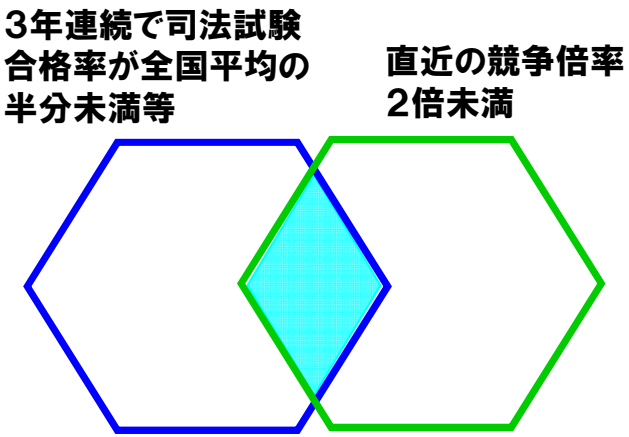

更なる見直し

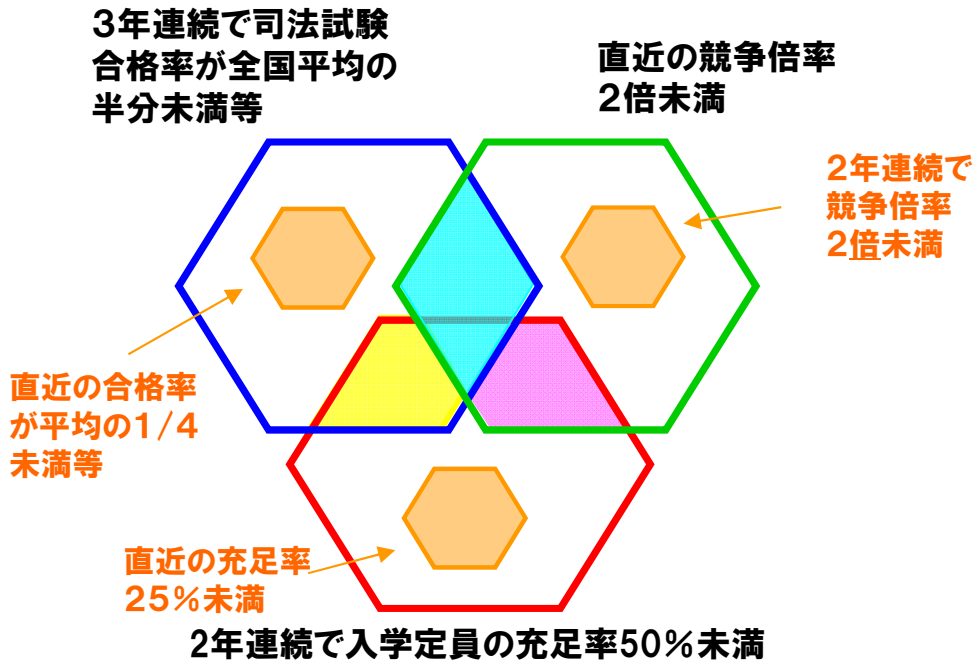

※ なお、ある年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員の充足率が50%以上であっても、50%未満とみなすものとする。

【用例】公的支援の見直し対象校の削減額

- の部分の削減額は、現行通りとする
- の部分の削減額は、現行の1／2
- の部分の削減額は、現行の1／4
- の部分の削減額は、現行の1／8

公的支援の見直しの対象となった法科大学院

公的支援の見直し（平成22年9月公表）

平成24年度対象

○司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当：6校

【私立】 大宮法科大学院大学、関東学院大学、大東文化大学、桐蔭横浜大学、東海大学、明治学院大学

平成25年度対象

○司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当：4校

【国立】 島根大学

【私立】 愛知学院大学、大東文化大学、東海大学

公的支援の更なる見直し（平成24年9月公表）

平成26年度対象

①司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当：2校

【私立】 愛知学院大学、大東文化大学

②司法試験の合格率及び入学定員の充足率の競争倍率の指標に該当：6校（削減額は①の1/2）

【国立】 鹿児島大学

【私立】 久留米大学、駒澤大学、東海大学、日本大学、福岡大学

③入学者選抜の競争倍率及び入学定員の充足率の競争倍率の指標に該当：4校（削減額は①の1/4）

【私立】 甲南大学、中京大学、白鷗大学、名城大学

④単独の指標の値が著しく低い場合に該当：6校（削減額は①の1/8）

- 司法試験の合格率が著しく低い場合　【私立】 京都産業大学、國學院大學、獨協大学、龍谷大学
- 入学定員の充足率が著しく低い場合　【国立】 島根大学　【私立】 神奈川大学

計18校

下線：前年度も対象となっている法科大学院